

令和6年度群馬県食品衛生監視指導計画(案)に関する意見の概要及び意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有無	修正前	修正後
1	食品関係営業施設等への監視指導に関する事項 食中毒の発生件数は、行動規制が解除されたこともあり、コロナ以前の水準に戻っています。引き続き監視指導に努め、本計画を推進いただくことを期待します。	引き続き重要施設を優先的に監視するなど効果的な食品監視を実施し、本計画を一層推進して参ります。	無		
2	食中毒を発生させた店を3日間とか一週間とか閉店させまた開店するというくり返して、食中毒を発生させた店が本当に反省して二度と出さない様注意徹底がなされたのか疑問に思う事があります。再開後に再び食中毒を起こすケースもあります。衛生管理の徹底指導をお願いします。	食中毒を発生させた施設については、監視指導計画における監視目標件数のAランクに位置づけ、通常より監視頻度を高めて(3回以上/年)、徹底した指導を行って参ります。	無		
3	2021年6月よりHACCPに沿った衛生管理が完全義務化され、多くの食品事業者の意識や品質管理の取り組みは、大きく前進していると認識しています。事業規模において、厚生労働省が内容を確認した手引書等を用いて指導を行うとしていますが、中小・零細事業者においては、助言・指導に加え「支援」という視点を持って計画を遂行していただくことを要望します。	特に中小・零細事業者の皆様には、衛生管理計画の策定などについて丁寧な助言を行い支援して参ります。	無		
4	近年、こども食堂やフードバンクなどの福祉目的の事業、テイクアウト、デリバリー、キッチンカーなども増加しています。多様化すること自体は消費者の選択の幅が広がることなので、良いことと考えます。これからも多様な事業形態が継続するように、宅配中の品温管理や移動店舗での衛生管理等、それぞれの形態にあった助言や指導をしていただくようお願いします。	食品衛生を取り巻く環境の変化に合わせて事業者等に適切な助言指導を行って参ります。	無		
5	情報提供及びリスクコミュニケーションに関する事項 県民への情報発信について、幅広い年齢層に情報が届くような案内方法を検討してください。また、ホームページやSNSでの発信について、「群馬県の安全・安心ポータルサイト」、群馬県公式SNS、tsulunosu等の認知度アップに向けた取組を積極的に行ってください。	SNSアカウント数が増加するような取組を行うなど、情報がより広く県民の皆様にも届くよう工夫して発信して参ります。	無		
6	消費者団体等と連携を図るための具体的な方法についてご提示ください。食品衛生に関する情報について関係団体で共有し、消費者への周知に努めます。	様々な媒体により食品衛生に関する情報を皆様にご提供していきたいと考えておりますので、周知に御協力をお願いします。	無		
7	コロナ禍においては感染防止のためにオンラインでの学習会や講習会が増え、現在でも効率的に参加できる方法としてオンラインは定着しています。内容によっては実開催のみとならざるを得ませんが、可能なものについては、会場開催のみではなく、オンライン参加も可能とし、より多くの方が参加できる開催方法を希望します	御意見を踏まえて会場開催やオンラインなど、様々な方法で実施するよう検討して参ります。	無		
8	県民や事業者とのリスクコミュニケーションにおいて、引き続き消費者、事業者、関連団体等との連携や意見交換会等の開催が計画案に含まれていることに感謝いたします。コロナ禍におけるリスクコミュニケーションの実施を協力して進めていきます。	今後とも群馬県のリスクコミュニケーション事業の実施に御協力をお願いします。	無		
9	食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項 持ち帰り弁当やフードバンクが増えつつあり、賞味期限等にもより気をつけよう場面が増えると思います。食品衛生講習会の開催を増やしたり、食品衛生推進員活動を支援し、地域における食品衛生の向上を図ることが大切です。	食品衛生を取り巻く環境変化を捉えた講習会や食品衛生推進員の研修会を通じて、地域における衛生管理の向上を図るよう取り組んで参ります。	無		
10	食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上対策に関する事項 昨年度も同様の意見を提出しましたように、今年度も様々な食の安全確保の取り組みが計画されています。各感染症への対応に加え、豚熱や鶏インフルエンザの対応などで自治体職員の負荷が高まっています。食品の安全確保の役割を果たすためにも、担当する部署の体制、予算の確保を要望します。	御意見として承りました。	無		